小金井市特定空家等認定基準(案)変更点について

チェック方式(資料3):変更点

P4~P18

1備考及び判定の欄を拡大する。

②ダブルスタンダードになる恐れがあるので、判断基準及び参考となる考え方の欄を削除する。

③不明に(不存在)を追加し、一(バー)を/(スラッシュ)に変更する。

「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

① 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある

I 建築物が倒壊等するおそれがある

ア 建築物の著しい傾斜

部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどをもとに総合的に判断す

(黄	E項目 色)ガイドラインにおける「調査項目の例」や「状態の例」と同様 色)ガイドラインにおける「参考となる考え方」等を踏まえて、内容や表現を拡	通行人や何 響を考慮	付近住民への被害影
	色) ガイドラインに参考として示されたマニュアルや他都市事例から新設	判定	備考
1	建築物の崩壊、落階、上階とのずれが確認できる。		
2	基礎に不同沈下が確認できる。		
3	木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる。 (2階以上の階が傾斜している場合も同様である)		
4			
5			
6			
K			***************************************
8			
	該当する場合は○、該当しない場合は空間、不明は場合は	- 	So.

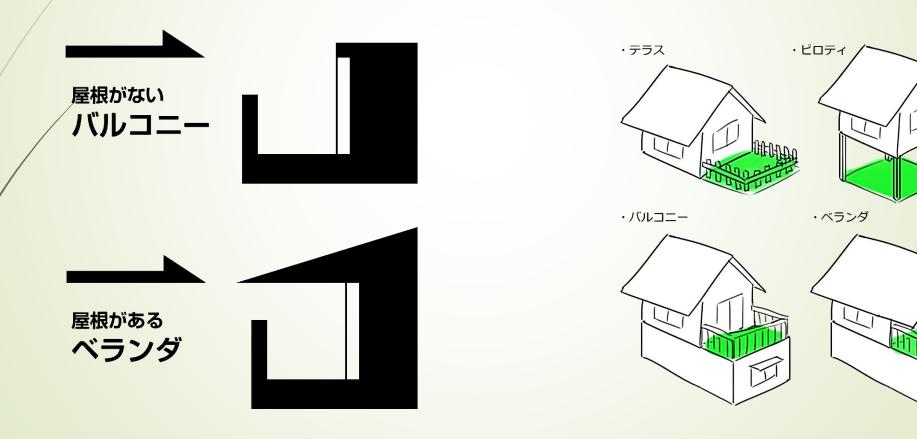
	门即签午	判定方法
調査項目 2	地盤の不同ルド、又は屋根等の上下方向の一様でない変形	目視
調査項目 3	柱傾斜を測定	下げ振り等
調査項目		
調査以目	2	
調査項目		

【参考となる考え方】 下げ振り等を用いて建築物を調査できる状況にある場合、1/20超の傾斜が認められる場合(平屋以外の建築物で、2/階以上の階のみが傾斜している場合も、同様の数値で取り扱うことも考えられる。)

※「被災建築物で急危険度判定マニュアル」財団法人日本建築防災協会/全国被災建築物応急危険度判定協議会判断基準

I	1	「その	まま放	置すれ	nlば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際し	て参考となる基準							
ı		1	建築物	かが非	蒈しく保安上危険となるおそれがある								
ı			I	建築	物が倒壊等するおそれがある								
١				ア	ア 建築物の著しい傾斜								
١				_	部材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるかなどをもとに総合的に判断す る。								
				(黄 (緑 充	項目色)ガイドラインにおける「調査項目の例」や「状態の例」と同様色)ガイドラインにおける「参考となる考え方」等を踏まえて、内容や表現を拡	通行人や付近住民への被害影響を考慮							
ť				(赤	色) ガイドラインに参考として示されたマニュアルや他都市事例から新設	判定							
ı				1	建築物の崩壊、落階、上階とのずれが確認できる。								
					基礎に不同沈下が確認できる。								
					3	木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる。 (2階以上の階が傾斜している場合も同様である)							
١				4									
				5									
V				6									
				7									
				8									
				9									
				10									
j					該当する場合はO、該当しない場合は空白、不明(不存在を含む)	の場合は/を記載する。							
F					備老								
-	調査	項目			38.6								
ŀ	調査	項目											
ľ	調査	項目	/										
-		項目 	\leftarrow										
-	調宜	생티	+										
L													

▶バルコニーとベランダの定義を明確する。



■ 石綿をアスベストに文言を統一

1耐火建築物の梁や階段・駐車場などに吹付け石綿等が使用されており、飛散し暴露するおそれがある。



1耐火建築物の梁や階段・駐車場などに吹付けアスベスト等が使用されており飛散し暴露する恐れがある。

■窓ガラスの要件を強化

2建物の窓ガラスが半数以上割れたまま放置されている。



2建物の窓ガラスが複数枚割れたまま放置されている。

▶内容の統一

4大量の害虫等が発生している。

5蜂、白蟻が大量に発生し、近隣に飛来している。



4蜂、白蟻等の害虫が大量に発生している。(近隣に飛来している場合も含む)

■空家等情報の挿入(データベースから抜粋)

	空家等情報								
所在地									
	氏名			連絡先					
				(TEL)					
所有者				(122)					
		□特定済 □不存在 [能力損傷		可能 □不可	能		
	□収監□ᡮ	目続放棄 □相続拒否	□相続人無		権利 所有	有者 —————			
	氏名			連絡先					
				(TEL)					
管理者	新有者との関係	□本人 □配偶者 □子 □孫 □兄弟姉妹 □父母 □本家 □親類 所有者との関係							
日在日	// H H CO KIN	□近隣世帯 □会社 □不動産会社 □その他							
	管理状況	□管理している □時々管理している □全く管理されていない							
	不能理由	□放置遺棄 □不在 □行方不明 □能力損傷 □不存在							
	小能连田	□相続放棄 □相続	人なし						
	種類	□居住 □小屋 □倉庫 □工場 □店舗 □事務所 □車庫 □旅館							
	(用途)	□料理店 □寄宿舎 □共同住宅・マンション・アパート							
		□その他()							
	主体構造	□木造 □軽量鉄骨造 □鉄筋コンクリート造 □鉄骨造							
	工作時足	□その他()							
建物	屋根構造	□ストレート葺 □亜	鉛メッキ鋼板葺	□瓦葺 □その他	b ()				
	階数	□平屋建 □2階建	□ 3 階建 □	4 階建 □ 5 階級	建以上	地下□	∃有		
	面積	建築面積 ㎡	床面積	m	敷地面積	n	i		
	建築年月日	年 月 日	築年数	年	登記	□有 □無			
	抵当有無	□無 □有	抵当権者						
	空家になった時期	年 月 日	□不明						
土地	地目	□宅地 □その他()	地積	m	駐車場	台		
接	道状況	□建築基準法の道路	に接道している	□建築基準法の	道路に接道し	ていない			

P20 (上段)

1)空家等、台帳番号、住所



建築年月日、築年数

②特定空家判定項目

- 集計表
- ③特定空家等と判定した調査項目番号を記入する



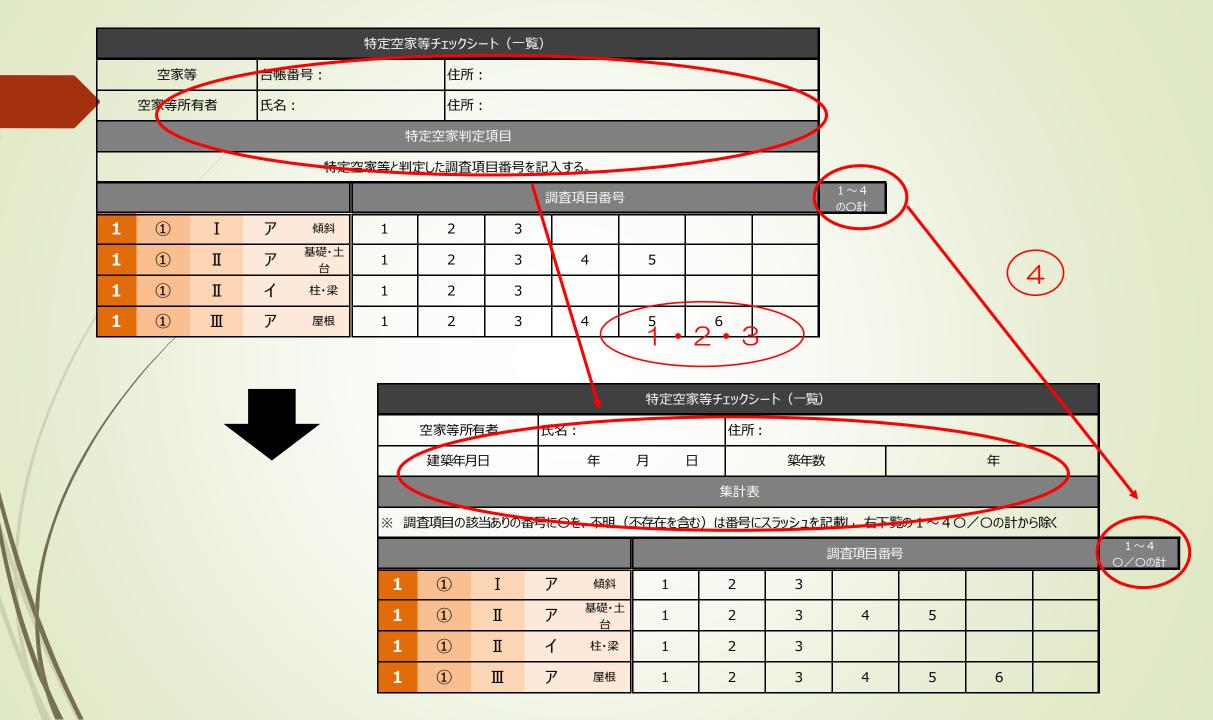
※調査項目の該当ありの番号に○を、不明(不存在を含む)は番号にスラッシュを記載し、右下覧の1~40/0の計から除

<

41~4の0計



1~4の0/0の計



P20 (下段) 重要

⑤1の判定がOであり、かつ2~4の判定の内、2項目以上が Oの場合、「特定空家等」とする。



2項目以上が〇の場合、認定基準上では、「特定空家等」と 考える。

第1章1(二) 「その他周辺の生活環境の	の保全を図るために放置する	ることが不適切て 	である状態」であるか否かの判断に際	して参考となる基	準
総合判定		判定	参考(目安) 実際の該当項目の数が2/3以	Lの担合 刈字が	
4 放置することが不適切であ	る状態であるが判断		关院の数当項目の数が2/ 3以。 Oとする。	上の場合、刊定で	
1の判定が〇であり、かつ) 2~4の判定の内、2	項目以上がC	Oの場合、「特定空家等」とする。		
	総合判定結果	果について			
総合判定の結果	総合	う判定の結果に	こ至った事由		
特定空家等					
			5		
	第1章1(二) 「そ	その他周辺の生	活環境の保全を図るために放置する	ことが不適切であ	る状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準
		総合判	定		送考(目安) 1788年 - 1887年 - 18874年 - 1887年 - 18874年 - 18874 - 188
	4 放	置することが不	適切である状態であるか判断 →		長際の該当項目の数が2/3以上の場合、判定を とする。
		2]	項目以上が〇の場合、判定基準の	上では「特定空	家等」と考える。
			松 合判定結集	ピンいて	
	総合判定の結果		総合	判定の結果に至	うた事由
	特定空家等				

EX:判定の仕方

1	「その	まま放記	置すれ	れば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際し ⁻	て参考となる基準							
	1	建築物が著しく保安上危険となるおそれがある										
		I	建築物が倒壊等するおそれがある 									
			ア	建築物の著しい傾斜								
				『材の破損や不同沈下等の状況により建築物に著しい傾斜が見られるか る。	などをもとに総合的に判断す							
			(黄	'色) カイトライン/「なけん」調査1月日/0個 ね」 壮能の側」 と同様	通行人や付近住民への被害影響を考慮							
				色)ガイドラインに参考として示されたマニュアルや他都市事例から新設	判定							
			1	建築物の崩壊、落階、上階とのずれが確認できる。								
			2	基礎に不同沈下が確認できる。								
			3	木造建築物について、1/20超の傾斜が確認できる。 (2階以上の階が傾斜している場合も同様である)								
			4									

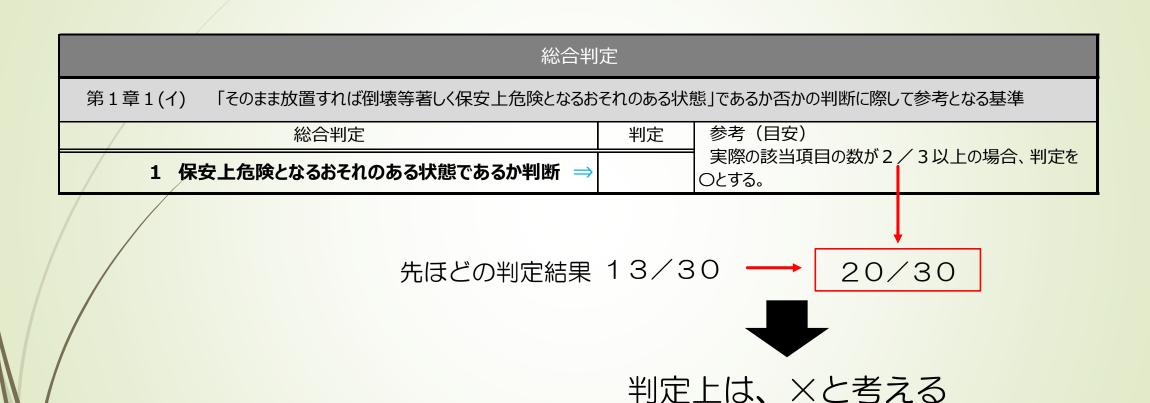
EX:判定の仕方

集計表

※ 調査項目の該当ありの番号に〇を、不明(不存在を含む)は番号にスラッシュを記載し、右下覧の1~4〇/〇の計から除く

					調査項目番号							1~4 〇/〇の計	分子	分母
1	1	I	ア	傾斜	1	2	75						1	2
1	1	I	ア	基礎·土 台	1	2	3	4	5				1	4
1	1	П	1	柱·梁	1	2	7						1	2
1	1	Ш	ア	屋根	1	2	3	3	5	6			2	5
1	1	Ш	1	外壁	1	7	3	4	B	6			3	4
1	1	Ш	ウ	看板等	1	2	3	4	5	6			3	6
1	1	Ш	I	階段・バル コニー	1	2	13	4	5				1	4
1	1)	Ш	オ	門•塀	1 8	7	3)	5	5	7		1	3
1	2			擁壁	1/	1	7	1	1	8		/	0	Ο

EX:判定の仕方



判定は、2~4についても実施し、判定結果2項目にOがついた場合、 認定基準の上では、「特定空家等」と考える。 点数方式(資料4):変更点

- チェック方式の項目を評点に追加する。
- ①建物Ⅱア 土台と基礎の緊結金物の腐食・脱落、掘立柱等の腐朽・破損
- ②建物Ⅱイ 柱・梁のずれ、柱・梁の接合部の腐食
- ③建物Ⅲア ひさし、軒の垂れさがり
- ④建物Ⅲイ 外壁の仕上げ材の腐朽・破損、外壁の浮き上がり、外壁のひび割れ、 窓、戸袋の破損
- ⑤建物Ⅲウ 看板の仕上げ材の剥落、看板、給湯設備等の支持部分の腐食・破損、 建物付属物(アンテナ、空調設備等)のボルト等のゆるみ
- ⑥建物Ⅲ工 屋外階段、バルコニー等の傾斜、屋外階段、バルコニー等のひび割れ、 屋外階段、バルコニー等のてすりや格子のぐらつき、 屋外階段、バルコニー等の支持部分の外れ

P2 - 2

- チェック方式の項目を評点に追加する。
- で建物Ⅲオ 門・塀の傾斜、門扉・門柱等のぐらつき、塀のぐらつき、塀の亀裂、 控え柱・壁の亀裂、フェンスの変形、塀基礎部の陥没、塀基礎部の亀裂 ⑧擁壁 水抜き穴の設置又は代替施工

P2 - 3

- 既存項目の修正
- ①建物Ⅲア 「ひさし、又は軒の腐朽・破損」、「雨樋の破損」 を

「軒の裏板、たる木等の腐朽・破損」、「雨樋の垂れさがり」、

「ひさしの腐朽・破損」 に分割

②建物皿ウ 「看板、給湯設備、室外機、太陽光パネル等の破損」 を

「看板、給湯設備等の破損」、「建物付属物(アンテナ、空調設備等)の

破損」、太陽光パネルの破損」に分割

「擁壁のはらみ出し、倒れ」を「擁壁のはらみ出し」、「擁壁の倒れ」に 分割

③擁壁

P2 - 4

→合計得点

特定空家等の判定:100点以上



合計得点(O/Oで表示する。ただし、不明及び不存在の場合は、 基準点に/を記載し、O/Oの計から除く。) に変更

П	7	基礎の破損		なし	部分的	大きな亀裂やひび割 れ、破損、変形
		土台の腐朽・破損		なし	部分的	致命的な腐朽、 破損、変形、蟻害
		基礎と土台のずれ	50	なし	部分的	基礎幅をはみ出す程の ずれ、著しい緊結金物 の腐食
	1	柱・梁の腐朽・ 破損		なし	部分的	大きな亀裂や多数のひ び割れ、腐朽、 破損、変形、脱落
II	ア	屋根の変形	50	なし	部分的	著しい変形や崩壊
		屋根ふき材の 腐朽・破損	25	なし	部分的	著しい剥落、又は 飛散の恐れ
		ひざし、又は軒の 腐朽・破損	25	なし	部分的	裏板や垂木等の <u></u> 概朽、 垂れ下がり
		雨樋の破損	10	なし	垂れ下がっている	脱落、又は雨樋なし



黄色が新規

薄緑が修正(分割)

	I	ア	基礎の破損	50	なし	部分的	大きな亀裂やひび割 れ、破損、変形
			土台の腐朽・破損	50	なし	部分的	致命的な腐朽、 破損、変形、蟻害
			土台と基礎の緊結金 物の腐食・脱落	50	なし	部分的	土台と基礎をつなぐ緊 結金物の著しい腐食
			掘立柱等の腐朽・破 損	50	なし	部分的	致命的な腐朽、 破損、変形、蟻害
•			基礎と土台のずれ	50	なし	部分的	基礎幅をはみ出す程の ずれ、著しいずれ
		1	柱・梁の腐朽・ 破損	50	なし	部分的	大きな亀裂や多数のひ び割れ、腐朽、 破損、変形、脱落
			柱・梁のずれ	50	なし	部分的	著しいずれ、脱落
			柱・梁の接合部の腐 食	50	なし	部分的	致命的な腐朽、 破損、変形、蟻害
	Ш	ア	屋根の変形	50	なし	部分的	著しい変形や崩壊
			屋根ふき材の 腐朽・破損	10	なし	部分的	著しい剥落、又は 飛散の恐れ
			軒の裏板、たる木等 の腐朽・破損	10	なし	部分的	致命的な腐朽、 破損
			ひさし、軒の垂れさ がり	10	なし	留め金が外れ、剥落す る恐れがある	留め金が外れ、剥落し て垂れさがっている
			雨樋の垂れさがり	10	なし	留め金が外れ、剥落す る恐れがある	留め金が外れ、剥落し て垂れさがっている
			ひさしの 腐朽・破損	10	なし	部分的	致命的な腐朽、 破損

	*	外壁の腐朽・破損	15	なし	部分的	剥落、腐朽、破損によ り下地が露出
<		壁体の貫通	25	なし	部分的(雨、風等の侵 入なし)	あり
) ġ	看板、給湯設備、室 外機、太陽光 パネル等の破損	10	なし	部分的	著しい破損や転倒、脱落、支持部分の腐食、 ゆるみやけずれ
	I	屋外階段、バルコニーの腐朽・破損	10	なし	部分的	著しい腐食、破損、脱 落、傾斜、支持 部分のはずれ



薄緑が修正(分割)

	1	外壁の仕上げ材の腐 朽・破損	10	なし	部分的	著しい剥落、又は 飛散の恐れ
		外壁の腐朽・破損	15	なし	部分的	剥落、腐朽、破損によ り下地が露出
		外壁の浮き上がり	15	なし	-	モルタルやタイルが浮 き上がっている
		外壁のひび割れ	15	なし	ひびあり	大きなひびがあり、外 壁の脱落
		窓、戸袋の破損	15	なし	破損が見られるが落下 の危険性はない	破損等があり、落下の 恐れがある。
		壁体の貫通	25	なし	部分的(雨、風等の侵 入なし)	あり
	ゥ	看板の仕上げ材の剥 落	10	なし	部分的	著しい剥落
		看板、給湯設備等の 破損	15	なし	-	破損、転倒、脱落
		看板、給湯設備等の 支持部分の腐食・破 損	15	なし	部分的	腐食や破損が目視で確 認できる
/,		建物付属物(アンテナ、空調設備等)の 破損	15	なし	破損が見られるが落下 の危険性はない	破損等があり、落下や 飛散の恐れがある。
\		建物付属物(アンテナ、空調設備等)のボルト等のゆるみ	5	なし	-	ゆるみが確認できる
	•	太陽光 パネルの破損	10	なし	-	破損
	I	屋外階段、バルコ ニー等の腐朽・破損	10	なし	部分的	著しい腐食、破損、脱 落
		屋外階段、バルコ ニー等の傾斜	10	なし	傾斜が確認できる	著しい傾斜
		屋外階段、バルコ ニー等のひび割れ	10	なし	ひびあり	歩行上支障となるひび 割れ、腐食
		屋外階段、バルコ ニー等のてすりや格 子のぐらつき	5	なし	-	ぐらつきや傾きがある
		屋外階段、バルコ ニ一等の支持部分の 外れ	5	なし	-	ビスのゆるみや外れが 確認できる

オ	門・塀の破損	10	なし	部分的	多数のひび割れや 破損、傾斜
	擁壁表面からの水の 流出		なし	湿り	流出
	擁壁の水抜き穴の詰 まり	10	なし	部分的	詰まり
	擁壁のひび割れ	10	tj.L_	部分的	多数のひび割れや 破損、傾斜
	擁壁のはらみ 出し、倒れ		なし	部分的	はらみ出し、 又は倒れ



黄色が新規

薄緑が修正(分割)

	ナ	門・塀の破損	10	なし	部分的	多数のひび割れや 破損
		門・塀の傾斜	10	なし	傾斜が確認できる	著しい傾斜
		門扉・門柱等のぐら つき	5	なし	-	支柱に錆、変形ぐらつ きがある
		塀のぐらつき	5	なし	-	ぐらつきがある
		塀の亀裂	10	なし	亀裂	著しい亀裂、損傷
		控え柱・壁の亀裂	10	なし	亀裂	著しい亀裂、損傷
		フェンスの変形	10	なし	部分的	破損、腐食
		塀基礎部の陥没	10	なし	部分的	周辺基盤との間に著し い沈下、又は隆起
		塀基礎部の亀裂	5	なし	亀裂	著しい亀裂、損傷
		擁壁表面からの水の 流出	10	なし	湿り	流出
		擁壁の水抜き穴の詰 まり	10	なし	部分的	詰まり
		擁壁のひび割れ	10	なし	部分的	多数のひび割れ
		擁壁のはらみ 出し	10	なし	部分的	はらみ出し
		擁壁の倒れ	10	なし	部分的	倒れ
		水抜き穴の設置又は 代替施工	10	なし	-	あり

P3~P8 (チェック方式と同じ)

1備考及び判定の欄を拡大する。

②不明に(不存在)を追加し、一(バー)を/(スラッシュ)に変更する。

7 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準

	判定	備考		
1		耐火建築物の梁や階段・駐車場などに吹付け石綿等が使用されており飛散し暴露するおそれがある。		~
建	2	住宅の屋根材・壁材・間仕切り材・床材・天井材などにアスベスト含有成型板が使用 されており、老朽化などにより破損しているため飛散するおそれがある。		
築 物	3	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある。		
· 設	4	放置された物品などが雨水・排水等により流出し、臭気の発生がある。		
備	5	浄化槽等の破損、腐食による害虫、害獣が発生している。		
2	1	ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生がある。		
ごみ	2	ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生している。		

該当する場合は〇、該当しない場合は空白、不明は場合は―を記載する。

「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準 (1) 建築物、又は設備等の破損等が原因で、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれがある 吹付石綿等が飛散、暴露の危 険性や地域住民の日常生活の (黄色) ガイドラインにおいる「調本項目の例」や「状態の例」と同様 (緑色) ガイドラインにおける「参考となる考え方」寺で踏まえて、内容や表現を拡充 (赤色) ガイドラインに参考として示されたマニュアルや他都市事例から新設 判定 耐火建築物の梁や階段・駐車場などに吹付けアスベスト等が使用されており 1 飛散し暴露するおそれがある。 住宅の屋根材・壁材・間仕切り材・床材・天井材などにアスベスト含有成型 2 板が使用されており、老朽化などにより破損しているため飛散するおそれが 3 浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生がある。 4 放置された物品などが雨水・排水等により流出し、臭気の発生がある。 5 浄化槽等の破損、腐食による害虫、害獣が発生している。 該当する場合は〇、該当しない場合は空間、不明(不存在を含む)の場合は一を記載する 調査項目 調査項目 調査項目 調査項目 調査項目

P3、P5、P7、P9 (チェック方式と同じ)

- →石綿をアスベストに文言を統一
- ●窓ガラスの要件を緩和
- ▶内容の統一(害虫)
- ■空家等情報の挿入(データベースから抜粋)

P10(上段)

1)空家等、台帳番号、住所



建築年月日、築年数

②特定空家判定項目



集計表

③特定空家等と判定した調査項目番号を記入する



- ◆ 1については、合計得点を○/○で表示する。ただし、不明及び不存在の場合は、 ○/○の計から除く。
- ・2~4については調査項目の該当ありの番号にOを、不明(不存在を含む)は番号にスラッシュを記載し、右下覧の1~40/0の計から除く



④1~4のO計

1~4の0/0の計

5調査項目番号に1の建物・擁壁覧を追加

				特定空家	ご 生 チ エックシュ	-ト (一覧)								
空家等		台帳番号:		住所:	住所:									
空家等所有者		氏名:		住所:	住所:									
#				持 定空家判定	空家判定項目									
			特定	空家等と判	定した調査項	調査項目番号を記入する。								
						調査項目	番号			2~4 のO計				
2	1		建築物・ 設備	1	2	3 4	5				_ \			
2	2		ごみ	1	2						_			
3	1		景観	1	2	3 4	4	• 2 •	3 • 5	5)		(4)	
		,	/			1								
							4+ c+ c+ c+							
							特定空》	等チェックシー						
				1	2年记去子			/十元.						
					双等所有者 ————————————————————————————————————	氏名:	В Б	住所:				——————————————————————————————————————		
			L		聚年月日	氏名:	月 E	3	築年数			年	/	
		1		建	築年月日	年		集計表	築年数		から除く	年		
		1		建 1.について(築年月日	年	る。ただし、不明	集計表	築年数				の計から除く	
				建 1.について(築年月日	年	る。ただし、不明	集計表	築年数 至の場合は、(は番号にスラ	ッシュを記載し	、右下覧の2		の計から除く	1~4
				建 1 について(2~4 につい	築年月日 よ、 合計得点 いては、調査項	年点を〇/〇で表示す目の該当ありの番号に建物・表	る。ただし、不明 (つを、不明(イ	集計表 用及び不存在 存在を含む)	築年数 至の場合は、(は番号にスラ		、右下覧の2		の計から除く	1~4 ○/○の計
				まれていていていていていていていていていていています。 2 ~ 4 についています 1 (1)	築年月日	年	る。ただし、不明 (つを、不明 (不 を) (合計得点	集計表 用及び不存在 存在を含む)	築年数 至の場合は、(は番号にスラ	ッシュを記載し	、右下覧の2		の計から除く	
				は (こついて) 2 ~ 4 (こつ) (こつ) (こつ) (こつ) (こつ) (こつ) (こつ) (こつ)	築年月日 は、合計得度 いては、調査項	年 点を〇/〇で表示す 目の該当ありの番号に 建物・技	る。ただし、不明 (つを、不明 (不 を) (合計得点	集計表 用及び不存在 存在を含む) : 〇/〇	築年数 Eの場合は、(は番号にスラ	ツシュを記載し 関査項目番号	、右下覧の2		の計がら除く	

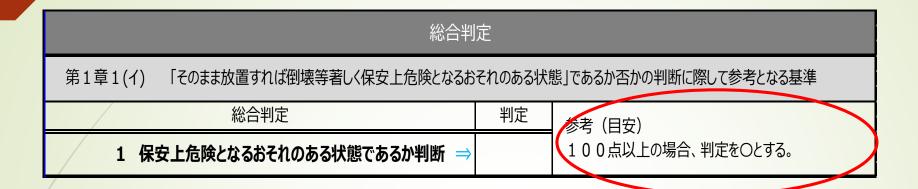
P10 (中段)

⑥参考(目安) 100点以上の場合、判定をOとする。



参考(目安)

実際の該当項目合計点数が2/3点以上の場合、判定をOとする。



第1章1(イ)



「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準 参考(目安)

1 保安上危険となるおそれのある状態であるか判断 ⇒

総合判定

実際の該当項目合計点数が2/3点以上の場合

判定を〇とする。

6

総合判定

判定

P10 (下段)

71の判定がOであり、かつ2~4の判定の内、2項目以上が Oの場合、「特定空家等」とする。



2項目以上が〇の場合、判定基準上では、「特定空家等」と 考える。

第1章1(二) 「その他周辺の生活環境	の保全を図るために放置する	ることが不適切で 	である状態」であるか否かの判断に際し	して参考となる基準	準
総合判定		判定	参考(目安) 実際の該当項目の数が2/3以_	Lの担合 刈字#	
4 放置することが不適切であ	る状態であるか判断		美際の該当項目の数が2/ 3以_)と9る。	上の場合、刊定で	
1の判定が〇であり、かつ	02~4の判定の内、2	項目以上がC	の場合、「特定空家等」とする。		
	総合判定結果	果について			
総合判定の結果	総合	3判定の結果に	至った事由		
特定空家等					
			5		
	第1章1(二) 「そ	その他周辺の生活	活環境の保全を図るために放置する。	ことが不適切であ	る状態」であるか否かの判断に際して参考となる基準
		総合判別	定		考 (目安)
	4 放	置することが不ら	商切である状態であるか判断 →		『際の該当項目の数が2/3以上の場合、判定を ごする。
		21	頁目以上がOの場合、判定基準の.	上では「特定空	家等」と考える。
			総合判定結里	!について	
	総合判定の結果		総合	判定の結果に至	うた事由
	特定空家等				